

1 いじめに対する基本的な考え方

(1) 基本理念

「いじめ」は、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、本校では、全ての児童生徒がいじめを行わないようにすると共に、周囲で起こったいじめを認識しながらこれを放置することがないようにする必要がある。防止等の対策についても「いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。」ということを経験した児童生徒及び教職員が今一度十分に理解し、意識していくこととする。

(2) いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【参考】（東京都教育委員会 いじめ総合対策 第2次 第2章その2「具体的な取組」から）

（教職員は）「加害の子供がいじめを意図して行っていない行為」、「偶発的な行為」、「継続性がない行為」、「相手を特定せずに行った行為」などであっても、その行為を受けた子供が心身の苦痛を感じている場合は、「いじめ」に該当するという意識をもって、いじめを確実に認知する必要がある。

2 いじめ防止対策のための組織

(1) 組織

いじめ防止対策推進法（第22条）に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校内に「いじめ防止対策委員会」を設置し、必要に応じて開催する。（重大事態が無ければ1月）

(2) 委員

構成は、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、各学部主事、教育支援部、生徒指導部、養護教諭（ケースに応じて）の他、必要に応じて関係機関、外部専門家等とし、これを委員とする。

(3) 活動内容

- ① 未然防止の推進など、本方針に基づく取り組みの実施、進捗状況の確認、定期的検証
- ② 教職員の共通理解と意識啓発
- ③ 児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓蒙、意見聴取
- ④ 面談や相談の受け入れおよび集約
- ⑤ いじめ（疑われるケースを含む）行為を発見した場合の情報集約と検証
- ⑥ いじめ事案への対応
- ⑦ 重大事態への対応

3 いじめ未然防止のための取り組み

- (1) いじめ防止の基本は、すべての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことである。
- (2) 児童生徒が困らないようにする為の「居場所づくり」と児童生徒が主体的に活動し子ども同士が「絆づくり」をできるような場づくりに努める。また、関わり合いながら他者の役に立つ、他者から認められるといった「自己有用感」の得られるような指導を行う。
- (3) 校内研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できるように努める（いじめ防止対策推進法 第18条）。
- (4) 教育活動全体を通して、道徳教育や人権教育の充実、体験活動、就業体験実習の推進を図る。
- (5) 特設授業を行うと共に授業改善を進め、「わかる授業」づくりに努める。
- (6) 職員の言動により、児童生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないように、指導の在り方には細心の注意を払う。
- (7) 全職員が一人一人の発達や成長を支援できるように各学部とも全児童生徒の情報共有に努める。

4 いじめ早期発見のための取り組み

- (1) 日頃から生徒の理解や実態把握に努め、情報を共有できるように努める。いじめの兆候がある場合は、速やかに生徒指導部や学年主任、学部主事へ報告し、校内委員会等で組織的に対処する。
- (2) 家庭との連携を促進する（連絡帳、必要に応じての電話連絡、保護者面談、他）。
- (3) 小学部、中学部、高等部の児童生徒に対していじめに関するアンケートを定期的の実施し、情報収集に努める。（原則として対象は全児童生徒とするが、実態に応じて柔軟に対応する）
- (4) 学校評価（保護者用）にいじめに関する項目を入れ、情報収集に努める。

5 いじめに対する措置（対処）

- (1) いじめの発見通報を受けた場合には、速やかに生徒指導部や学年主任、学部主事へ報告し、校内委員会等で組織的に対応をする。
- (2) 被害児童生徒に関しては、学校が徹底して守り通すとともに、秘密の守秘を保証する。また、家庭や関係機関と協力し、心理的ケアに努める。
- (3) 加害児童生徒に対しては、「いじめは人権侵害で絶対に許されない行為」であることを認識し、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導を行う。また、指導には全職員の共通理解の上で、保護者や関係機関との連携の下で取り組む。
- (4) いじめが起きた集団に対しては、「傍観者」や「観衆」も加害者となるなど、自分の問題として認識し、いじめを完全にやめることができるような指導を行う。
- (5) ネット上のいじめに対しては、携帯端末の使い方など校内におけるモラル教育を進めるとともに、必要に応じて警察や法務局（インターネット人権相談）などの専門機関と連携し指導を行う。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法 第 28 条）

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間 30 日）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態への対処

上記 6 (1) のような事態が起こった場合、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対処する。学校が調査を実施する場合は、校内委員会が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。また、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったと申し立てがあった場合も、調査に着手する（いじめ防止等の基本的な方針 32 頁）。

7 いじめ防止に関する年間計画（令和 4 年度は検討を進めながら試行的に実施。令和 5 年度から本格実施）

【1 学期】

- (1) いじめ防止対策に関する基本方針、取り組み説明、組織的対応の確認及び職員の共通理解促進。
- (2) PTA 総会を通していじめ防止対策基本方針を保護者へ説明。
- (3) 本校いじめ防止対策基本方針を学校ホームページへ掲載。
- (4) 保護者面談等で保護者からの聴き取り。
- (5) 児童生徒総会や年度初めの集会を通して児童生徒に向けていじめ防止に関する説明。
- (6) 気になる児童生徒に関する情報交換と対応。
①学年・学部職朝 ②学担と学年、生徒指導、支援部でのケース会議 ③学部会
- (7) 人権の日や道徳の授業等、学校活動全体を通した中における児童生徒へのいじめ防止教育の実施。

【2 学期】

- (1) いじめに関するアンケートの実施及び集計、検証。
- (2) 学校評価アンケート実施及び関連項目の検証。
- (3) 学期末保護者面談で保護者からの聴き取り。
- (4) 気になる児童生徒に関する情報交換と対応。
①学年・学部職朝 ②学担と学年、生徒指導、支援部でのケース会議 ③学部会
- (5) 人権の日や道徳の授業等、学校活動全体を通した中における児童生徒へのいじめ防止教育の実施。

【3 学期】

- (1) 学期末保護者面談で保護者からの聴き取り。
- (2) 気になる児童生徒に関する情報交換と対応。
①学年・学部職朝 ②学担と学年、生徒指導、支援部でのケース会議 ③学部会
- (3) 人権の日や道徳の授業等、学校活動全体を通した中における児童生徒へのいじめ防止教育の実施。
- (4) 今年度いじめ防止対策基本方針及び関係する取り組みの評価、見直し、改定等

8 その他

- (1) 本方針の評価や検証は PDCA サイクルにより行い、必要に応じて改善を行う。
- (2) 本方針策定後は本校 HP にて公開し、保護者や地域への情報発信を行う（いじめ防止等のための基本的な方針 25 頁）。

本基本方針は、令和 4 年 11 月 1 日より運用する。

令和 6 年 1 月 18 日一部変更。

令和 6 年 5 月 10 日一部変更。

以上